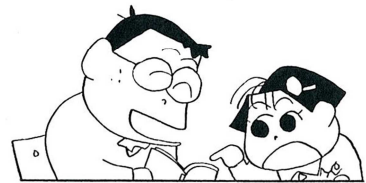


玉野市コンプライアンス条例制度について

～信頼される市政を目指して～



近年、職員による不祥事が相次いで発覚したことから、職員の倫理意識の改革や法令と倫理を守るための環境と体制を整備するため、「玉野市コンプライアンス条例」を制定しました。本条例において**職員が遵守すべき倫理原則、市民及び職員による公益通報制度、不当な働きかけ行為への対応等**を定め、コンプライアンス体制の推進を図ることにより、市民の皆様へ信頼される市政を確立することを目的としています。

【職員の倫理原則】

職員による不正を未然に防止し、公正に職務を行うためのよりどころとなる倫理原則や禁止行為、管理監督者等の責務などを規定しています。

【公益通報制度】

① 公益通報制度とは

市民の方及び職員が、市政の運営に関し法令や公益に違反する行為を発見した際に、外部機関の「コンプライアンス外部委員会」と内部機関の「コンプライアンス推進会議」に対して通報できる制度です。

② 公益通報を行うことができる者

職員や、市から事務事業等を受託した事業者及びその従業員のほか、広く市民の皆様からの通報を受け付けます。

③ 通報の方法

○別紙様式（様式第1号又は様式第2号）にて、郵送・電子メール・FAX（FAXは、コンプライアンス外部委員会のみ）のいずれかの方法によって通報ができます。

ただし、調査及び審査の結果の通知を希望する場合には、通報の際に、氏名の欄にお名前を、希望する場合の郵送先の欄にご住所を記入の上、調査及び審査結果の通知の希望欄をチェックする必要があります。

※電話による公益通報の受け付けはできません。

○ひぼう中傷や他人に被害を与える目的での通報を避けるとともに、通報者の保護や通報後の円滑な調査を図るため、通報は、原則、書面で実名をもって行います。

なお、具体的な資料により事実の根拠を明確に示すことができる場合には、匿名による通報も可能です。

ただし、匿名による場合には、通報後の調査内容について回答することはできません。

④ 通報の窓口

○外部窓口（コンプライアンス外部委員会）…郵送、Eメール、FAXにより受付

〒700-0807 岡山市北区南方2-12-11 山本屋ビル3階

三村法律事務所 みむら てるあき 三村 輝明 弁護士

FAX 086-201-1508 Eメール teruaki.mimura@gmail.com

○内部窓口（コンプライアンス推進会議（総務課内事務局））…郵送又はEメールにより受付

〒706-8510 玉野市宇野1-27-1 玉野市コンプライアンス事務局

Eメール compli@city.tamano.okayama.jp

※コンプライアンス制度に関する問い合わせは、TEL32-5090（事務局専用）で受け付けています。

⑤ 公益通報の対象

市の職員のほか、市から事務・事業を受託した者や指定管理者（及びそれらの役員・従事者等）が、その「職務」に関して、次のいずれかの行為を行うか、行おうとしているときに通報の対象となります。

○法令に違反する行為

○人の生命、身体、財産その他の利益を害する行為

○公益に反する行為又は公正な職務を損なう行為

※ただし、次のような場合は対象になりません。

・人から聞いた話、単なる憶測、思い込み

→通報には、根拠となる事実が必要です。

・職員等への不平不満、苦情

→職員に関する問い合わせは、担当課の所属長で対応しています。

・要望、提案、市の制度への不満

→市民の皆様のご意見、ご要望等については、担当課、市民相談室又は市役所1階に設置している目安箱でお伺いしております。

・市の関係部署で既に検討されている問題

→すでに関係部署で検討されている事案については、通報の対象となりません。

【不当な働きかけ行為への対応】

職員に対し、正当な理由なく特定の個人・団体に対して有利又は不利な取扱いをせまったり、法令などに根拠がないことや違反することを行うよう強要するなど、職員が公正に職務を行うことを妨げる行為への組織的な対応を規定しています。